

春日井市地域密着型サービス施設整備事業者審査委員会要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に定める地域密着型サービス施設を整備する事業者を審査するため、春日井市地域密着型サービス施設整備事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域密着型サービス施設整備事業者の選定に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が選任する。

- (1) 福祉に関する識見を有する者
- (2) 市職員のうち次に掲げる職にある者

ア 健康福祉部長

イ 健康福祉部福祉政策課長

ウ 市民生活部市民活動推進課長

3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(参考人からの意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、事前に又はその会議において、優れた識見を有する者その他の参考人の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部介護・高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。